

仕 様 書

1. 件名

平成 31 年度住民税課税及び償却資産異動データに関する入力等業務委託

2. 委託期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 29 日まで

3. 業務内容

住民税課税及び固定資産税の償却資産課税業務に関する申告書等の入力を行い、電子データ化を行う。データ入力の件数については、見込数量である。

○住民税課税に関するデータ入力業務（給与分）

・給与支払報告書のデータ入力	40,000 件
・総括表のデータ入力	5,500 件
・ヘッドカードのデータ入力	150 件
・データ作成処理	5 回
・データのデリバリ	6 回

○住民税課税に関するデータ入力業務（申告分）

・確定申告書・住民税申告書のデータ入力	10,000 件
・データ作成処理	1 回
・データのデリバリ	3 回

○住民税課税に関するデータ入力業務（寄付金特例通知書分）

・寄付金特例通知書のデータ入力	1,200 件
・データ作成処理	1 回
・データのデリバリ（給与支払報告書と同時）	2 回

○償却資産異動データ作成業務

・種類別明細（増加資産・全資産）のデータ入力	7,000 件
・種類別明細（減少資産）のデータ入力	2,000 件
・償却資産申告のデータ入力	4,000 件
・データ作成処理	2 回
・データのデリバリ（給与支払報告書と同時）	2 回

4. 委託日程

「平成 30 年度（31 年度課税分）パンチ委託日程」、「スケジュール」のとおり（現在の予定であり、契約締結後の協議により変更もあり得る。）

5. 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、「3. 業務内容」で示した全帳票の合計額とする。
また、あわせて入札内訳書も提出すること。

6. 契約

契約は、「5. 入札書に記載する金額」の入札内訳書に示した単価による単価契約とする。

7. 支払

支払額は、以下のとおり算出する。

- (1) 契約単価に作業実績を乗ずる。乗じた結果に1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てること。
- (2) 各作業分を足しあわせ合計額に当該金額の100分の8に相当する額を加算し、1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てること。
- (3) 全てのデータの納品が終わった後に上記を一括して請求すること。

8. 帳票の引き渡し、返却及びパンチデータの納品について

(1) 帳票の引き渡し

帳票の引き渡しは、伊賀市役所 2階 課税課にて行う。帳票はケースに格納し、施錠のうえ運搬すること。なお、ケースは事業者が用意する。

(2) 帳票の返却

帳票の返却は、次に記載するパンチデータの納品とあわせて行うこと。

(3) パンチデータの納品

ア 伊賀市役所 2階 課税課に事業者が直接納品する。パンチデータを格納した媒体は、ケースに格納し、施錠のうえ運搬すること。なお、ケースは事業者が用意する。

イ パンチデータは「USB」に記録し納品すること。この「USB」は伊賀市が用意する。また、あわせて納品書を提出すること。

9. パンチデータ・帳票等仕様

別紙のとおり

(添付資料は昨年のものであるため、様式等に変更があった場合は、契約締結後に協議により変更する。)

10. ファイル仕様

A 帳票種類ごとにファイルを作成すること。

B 文字コードは、「SJIS」とし、ファイル名は「.CSV」で返却すること。

11. 打合せ

帳票レイアウト、引き渡し、納品及びスケジュール等の詳細を決定するために住民税分、固定資産税分それぞれ最低1回は、事業者と伊賀市との間で打合せを実施すること。

また、その他必要と認められたときは随時打合せを行うこと。

1 2. テスト

正確な課税を行うため、実帳票でのパンチデータ作成を行う前に、伊賀市が用意するサンプル帳票を用いてパンチデータ作成のテストを行うこと。

概要は以下のとおり。

- (1) 帳票種別ごとに各 10 件程度、サンプル帳票を伊賀市が用意する。
- (2) サンプル帳票のパンチデータを伊賀市に納品した後、伊賀市で取り込みの可否の確認を行う。
- (3) (2) の取り込み結果に不備がある場合、修正の後、不備のあった帳票種別のみ再テストを行う。

上記の (1) から (3) については、1 月中旬までに行う予定であるが、詳細なテストの方法及びスケジュールは、契約締結後の協議において決定する。

1 3. 個人情報の適正管理

- (1) 業務の実施にあたっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を遵守すること。
- (2) 事業者は、帳票、データ等の運搬、保管等に際して、破損、盗難、又は紛失等が起こらないよう必要な措置を講じること。また、業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (3) 個人情報を本市の承認なく委託場所から持ち出すことを禁止する。
- (4) 個人情報の取り扱いについて、受託者は従業者を監督・教育すること。
- (5) 特定個人情報に関する取扱は「特定個人情報取扱特記事項」に従うこと。

1 4. 特定個人情報取扱いに関する要件

本業務の実施に伴い、以下の要件を遵守できること。

- (1) 特定個人情報等を取扱う区域が適切に管理されていること。
- (2) 特定個人情報等の保護に関する教育がなされていること。

1 5. その他

(1) 各種帳票レイアウト及びパンチ項目について

各種帳票レイアウト及びパンチ項目について、平成 30 年度制度改正等を受けて変更する可能性がある。パンチ項目変更に伴う単価の変更は認めない。

(2) パンチ件数について

パンチ件数については、前回実績を元に作成したものであり、帳票の提出状況等により変更される可能性がある。3 の業務内容に記載した件数は、パンチ件数を保障するものではない。

(3) 帳票等の疑義について

パンチ項目に疑義（文字不鮮明等）が存在した場合は、市役所に疑義のある項目が明確に伝わるように対応すること。

その他の疑義が生じた場合は、伊賀市に連絡し判断を仰ぐこと。

(4) その他

ア パンチデータ作成では、データに誤りがないかを検査すること。また、記憶媒体に正常にデータが書き込まれたか、正常に読み出せるかを検証すること。

イ 事業者は、伊賀市職員からの求めに応じ、伊賀市職員に身分証を提示すること。

16. データを格納するソフト名

「COKAS-R/ADⅡ」 (NEC製)

17. 留意事項

伊賀市個人情報保護条例を遵守すること。

18. 協議事項

上記以外の疑義等があった場合は、委託者・受託者による協議のうえ決定する。